（麻薬及び向精神薬取締法の一部改正）

第二百四十二条　麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第五十条第二項第二号ロ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第五十八条の四中「懲役若しくは禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第六十四条第一項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六十四条の二第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

第六十四条の三第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

第六十五条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

第六十六条第一項及び第二項、第六十六条の二第一項及び第二項、第六十六条の三第一項及び第二項、第六十六条の四第一項及び第二項並びに第六十七条から第六十八条の二までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六十九条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六十九条の二、第六十九条の四及び第六十九条の五中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第七十条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第三号中「処方せん」を「処方箋」に改める。

第七十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正）

第二百四十三条　社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二号中「禁錮（こ）」を「拘禁刑」に改める。

第四十五条の二中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（あへん法の一部改正）

第二百四十四条　あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第五十一条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

第五十二条第一項及び第二項、第五十二条の二第一項、第五十三条、第五十四条の二並びに第五十四条の三中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第五十五条及び第五十七条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第五十八条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（歯科技工士法の一部改正）

第二百四十五条　歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）の一部を次のように改正する。

第二十八条から第二十九条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三十条中「六箇月以下の懲役」を「六月以下の拘禁刑」に改める。

（労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正）

第二百四十六条　労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和三十一年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第三十条第二号中「禁錮（こ）」を「拘禁刑」に改める。

第五十一条の二中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（水道法の一部改正）

第二百四十七条　水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）の一部を次のように改正する。

第五十一条第一項及び第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第三項中「あたる」を「当たる」に改める。

第五十二条から第五十三条の四までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正）

第二百四十八条　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第七十四条の三第三項第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第四項中「すべて」を「全て」に改める。

第八十五条の四中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正）

第二百四十九条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第三号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第八十三条の六第一項から第三項までの規定中「賄賂（ろ）」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第四項中「賄賂」を「賄賂」に改める。

第八十三条の七第一項中「賄賂（ろ）」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第八十三条の九から第八十六条の二までの規定及び第八十六条の三第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（戦傷病者特別援護法の一部改正）

第二百五十条　戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）の一部を次のように改正する。

第三十条中「六箇月以下の懲役又は一万円」を「六月以下の拘禁刑又は二万円」に改める。

第三十一条中「三箇月以下の懲役又は五千円」を「三月以下の拘禁刑又は二万円」に改める。

第三十二条中「三千円」を「二万円」に改める。

（戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正）

第二百五十一条　戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「平成三十三年四月一日」を「令和三年四月一日」に改め、同条ただし書中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第三条第一項中「平成三十三年四月一日において戦傷病者等」を「令和三年四月一日において戦傷病者等」に改め、同項第一号中「平成三十三年四月一日」を「令和三年四月一日」に改め、同項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に、「平成三十三年四月一日」を「令和三年四月一日」に改める。

附則第二項中「平成三十三年十月一日」を「令和三年十月一日」に改める。

（社会保険労務士法の一部改正）

第二百五十二条　社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第五号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十二条及び第三十二条の二第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。